奈良県立万葉文化館空調機更新工事

設計図

図面目録							
図面番号	図面名称	図面内容	縮尺	図面番号	図面名称	図面内容	縮尺
M－００	表紙・目録			M－０６	空気調和設備図	管理棟空調配管系統図	NON
M－０１	空気調和設備図	特記仕様書　No.1	NON	M－０７	空気調和設備図	地階配管平面図	１／４００
M－０２	空気調和設備図	特記仕様書　No.2	NON	M－０８	空気調和設備図	管理棟1階配管平面図	１／４００
M－０３	空気調和設備図	特記仕様書　No.3	NON	E－０９	電気設備図	地階幹線動力設備平面図	１／４００
M－０４	空気調和設備図	特記仕様書　No.4	NON	E－１０	電気設備図	１階幹線動力設備平面図	１／４００
M－０５	空気調和設備図	配置図	１／１０００				

奈良県立　万葉文化館

奈良県立万葉文化館空調機更新工事　　**機械設備工事特記仕様書**

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　奈良県高市郡明日香村飛鳥10

２．建物概要

建物名	構造	階数	延面積（m2）	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備　考
美術館・博物館	SRC+S造	B1.2F	11,090㎡	8項		

３．工事種目　　●印をつけたものを適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	管理・研究棟				
空気調和設備	●	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
リモコン配線設備	●	○	○	○	○
衛生器具設備	○	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
機械式駐車設備	○	○	○	○	○
井水揚水設備	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○
建築工事	●	○	○	○	○
電気設備工事	●	○	○	○	○

Ⅱ．機械設備工事仕様

１．共通仕様

１）本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下「建築改修標準仕様書」という。）
- 公共建築設備工事標準図（機械工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和４年版）（以下「解体共通仕様書」という。）

２）工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

２．特記仕様

１）項目及び特記事項は、※印または●印を適用とし、●印を優先とする。

２）特記事項に記載の（　）内表示番号、〈　〉内表示番号、【　】内表示番号及び［　］内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項　目	特　記　事　項
一般事項	●適用基準等	県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携　奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集　奈良県県土マネジメント部
	●設計図書の優先順位	（１）質問回答書（以下（２）から（５）に対するもの） （２）現場説明書 （３）特記仕様書 （４）図面 （５）標準仕様書・改修標準仕様書 以上（１）から（５）の順番のとおりとする。 (1.1.1.1)〈1.1.1.1〉 ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	●官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 この場合、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）」の書式に従い、日程管理を行う。 (1.1.1.3)〈1.1.1.3〉
	●工事実績情報の登録	※ 行う（適用する）　○ 行わない　(1.1.1.4)〈1.1.1.4〉
	○情報通信の技術の利用	書面により行う（補完的に電子メール等を活用できる）。 (1.1.1.5)〈1.1.1.5〉
	○他工事との取合い	別記工事区分表による。 (1.1.1.7)〈1.1.1.7〉
	●疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。 (1.1.1.8)〈1.1.1.8〉
	○概成工期	現場説明書による。
	●実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.2.1)〈1.1.2.1〉
	●施工計画書	（１）工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。 （２）品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 （３）（１），（２）の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.2.2)〈1.1.2.2〉
	●施工条件	現場説明書による。 (1.1.3.3)〈1.1.3.3〉
	●電気保安技術者	標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、（事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に）、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。 (1.1.3.2)〈1.1.3.2〉
	○工事用電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。 保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。 【1.1.3.4】
	●施工中の安全確保	工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。 (1.1.3.5)〈1.1.3.5〉
	●交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。 (1.1.3.6)〈1.1.3.7〉
	●災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止止に努め、その経緯を監督職員に報告する。. (1.1.3.7)〈1.1.3.8〉
	●施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したＪＩＳ Ｚ ７２５３を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 (1.1.3.8)〈1.1.3.9〉
	○図面照査	設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。
	施工調査	（１）工事の着手に先立ち、施工調査を行い、報告書を提出すること。施工調査の内容は次による。 調査項目　改修対象建物及び同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲　本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法　スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による （２）次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。 ○施設管理者　○当該施設の電気主任技術者　○関係官公署（建築主事、消防署等） ○電気事業者　○（　　）〈1.1.5.1〉〈1.1.5.3〉〈2.2.7.1〉〈2.2.8.1〉〈2.2.8.2〉
	○地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。〈2.4.1.1〉〈2.4.1.2〉〈2.5.2.1〉 施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等（建物内又は既設コンクリート内の既設配管配線を含む）について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験堀方法を監督職員と協議する。
	●発生材の処理等	○再資源化を図るもの　(1.1.3.9)〈1.4.1.1〉〈1.5.1.1〉〈1.5.1.2〉 ○ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　○ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊　○ｺﾝｸﾘｰﾄ2次製品　○建設発生木材 ○再生資源利用（促進）計画（実施）書を提出する。 （建設副産物対策近畿地方連絡協議会編） ●産業廃棄物の処理 関係法令に従い、構外搬出適切処理とし搬出書類等提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ●産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。 ○引き渡しを要するもの　（○ｺﾝﾃｯﾄ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ　○　　） ○現場において再利用を図るもの　（　　）
	●機材の品質等	別記（設備機材）に掲げる設備機材は、（一社）公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの（ただし、評価の有効期限内のものに限る）を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編1.4.2(3)の品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書等は除く）に替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.4.2)〈1.1.4.2〉 本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	●建築材料・設備機器	建物内部（天井裏、床下、ＰＳ、ＥＰＳ、ＤＳ等を含む）及びダクト等の内部に使用する。下記に掲げる各材料・機材等は、それぞれに定められた基準等に適合するものを選定する。

材料等	基　準　等
①接着剤	次の１、２及び３を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。なお、接着剤は可塑剤が添加されていない材料を使用する。（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものは除く）
②保温材 緩衝材 断熱材	次の１、２を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 (2.3.1.2)
③塗料	次の１、２及び３を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 3　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。
④設備機器	製品を構成する建築材料は、次の１及び２を満足するものとする。 1　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 2　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少少ないものであること。 (1.1.4.1)〈1.1.4.1〉

なお、Ｆ☆☆☆☆の規格に適合するものと規定された材料等で、Ｆ☆☆☆☆に適合する材料等がない場合は、監督員と協議を行うこと。

章	項　目	特　記　事　項
一般事項	○県産材木材の利用	県産材木材（奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品）の利用に努めること。
	○建築物省エネ法対象機器	本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53条）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。通知の詳細は監督員に確認すること。 対象設備　○空調熱源設備　○空調外気処理設備 ○換気設備　○給湯設備 機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。
	●機材の検査に伴う試験	機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。 ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 (1.1.4.6)〈1.1.4.6〉
	●色彩による表示、標識その他	監督職員の指示による。 (1.1.4.2) (1.1.7.4)〈1.1.4.2〉〈1.1.8.5〉
	●機器及び配管の文字書き	屋外の文字書きは，ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄや調合ﾍﾟｲﾝﾄ等耐久性のあるもので記入する。
	○技能士	適用する資格は下記による。 (1.1.5.2)〈1.1.6.2〉 ○１級配管技能士（配管工事） ○１級熱絶縁施工技能士（保温工事） ○１級建築板金技能士（ダクト製作及び取付） ○１級冷凍空気調和機器施工技能士（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機の据付及び整備）
	○見本施工の実施	図示による。（図面番号　　） (1.1.5.4)〈1.1.6.5〉
	○化学物質の濃度測定	実施する（※施工完了後　○着工前・施工完了後） (1.1.5.8)〈1.1.6.9〉 測定対象化学物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ 測定対象室及び測定箇所数

室　名					
箇所数					

測定方法は監督職員の指示による。

	○中間技術検査の実施	県土マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。 (1.1.6.2)〈1.1.7.2〉
	●完成時の提出図書	次の図書を提出する（機器製作図含む）。 (1.1.7.1)～(1.1.7.3)〈1.1.8.1〉～〈1.1.8.4〉 ●完成図 （１）標準仕様書に基づき作成する。又は設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。その場合は施工図を完成図に添付するものとする。 製本サイズ（○Ａ１　●Ａ２　●Ａ３）　提出部数（3）部 （２）原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。 （３）完成図ＣＡＤデータを提出する。 参考ＣＡＤデータの貸与　●あり　○なし ●保全に関する資料等（※１部　○「　」部） 建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表を提出する。 ●その他の引き渡し書類 施工図（制御システム図・機器配管固定の施工図等）、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。 ○既存完成図の修正（多年度継続工事の場合） 既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。
	●工事写真・完成写真	●工事写真　「工事写真の撮影要領（建築工事・設備工事）（奈良県県土マネジメント部）」による。 ○完成写真　※工事写真に準じて作成する。　○下表による。 (1.1.2.4)〈1.1.2.4〉

分類・規格	撮影枚数	部数	原板の大きさ（mm）
○カラーサービス版	○0　○6　○9		
○カラーキャビネ版	監督職員指示箇所		

（ただし、上記写真は、アルバム製本とする。）

○完成写真として、全紙パネルを　　部提出する。

共通事項	○電動機	電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）による。 (2.1.2.1)
	○制御及び操作盤	機器に付属する制御及び操作盤の仕様の優先順位は、次の（１）～（３）の順番のとおりとする。 （１）図示による。（図面番号　　） （２）標準仕様書第２編表2.1.6～2.1.8による。 ただし、標準仕様書各編で製造者の標準仕様と明示されたものは除く。また、同表の各機材ごとの△印の項目の適用は、　○適用する　○適用しない インバータ用制御及び操作盤の仕様において標準仕様書第２編1.2.2.2の規定を　○適用する（高調波対策　○要　○不要）　○適用しない （３）製造者の標準仕様 (2.1.2.2)〈2.1.2.1〉
総合調整	●空気調和設備	●風量調整（測定共）　○水量調整（測定共） (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉 ●室内外空気の温湿度測定　○室内気流じんあいの測定 ○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
	○換気設備	○風量調整（測定共）　○室内気流じんあいの測定 (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉 ○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
	○排煙設備	○風量調整（測定共）　○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による） (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉
	○給水設備	○飲料水の水質の測定 (2.1.3.3)〈2.1.3.3〉 ○平成15年3月25日付け厚生労働大臣告示第119号第二の一の１の（４）による ○水道法施行規則第10条による水質検査 ○雑用水の水質の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の二による

共通事項

○継手	管端コア付鋼管を除く塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性塩化ビニルライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合する場合の継手は管端防食継手とし、パイプニップルは管端防食継手用パイプニップルとする。 (2.2.1.2) 呼び径60Su以下の一般配管用ステンレス鋼管 (2.2.5.7) ○ プレス式　○ 拡管式 ○
○一般用弁の耐圧	図面に明記なき一般用弁の耐圧は、下記による。 水道直結配管に使用する弁は、JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁とする。 その他配管に使用する弁は、※JIS又はJV 0.49MPa(5K)弁　○JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁
○鋼管用伸縮管継手	※ベローズ形　○スリーブ形 (2.2.2.7)
○異種管の接合及絶縁継手	○異種管の接合要領 (2.2.5.16)〈2.2.3.17〉 ※標準図（施工３）　○図示　（図面番号　　）
	○機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（鋼とステンレス、銅と鋼）は、絶縁継手を使用し、設置箇所及び絶縁継手の仕様は図示による。 （図面番号　　） (2.2.2.12)(2.2.4.1)〈2.2.2.1〉
○量水器	○直読式　○遠隔式 (2.2.2.16)
○緊急遮断弁装置	駆動方式　○電気式　○機械式 (2.2.2.22)
○水栓柱	本体　※合成樹脂製　○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製　○ｽﾃﾝﾚｽ製　○人造石とぎ出し製 (2.2.2.23) 寸法　※約70㎜×約70㎜×約1,300㎜Ｈ　○
○不凍水栓柱の寸法	※全長約1,500㎜　○ (2.2.2.24)
○スリーブ	（１）外壁の地中部分等水密を要する部分のｽﾘｰﾌﾞ　※つば付鋼管　○ （２）地中部分で水密を要しない部分のｽﾘｰﾌﾞ　※ビニル管（ＶＵ）　○ （３）柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径２００㎜以下の部分　※紙製仮枠 （４）上記以外の鋼管製スリーブ　※白管　○ (2.2.2.27)〈2.2.6.1〉
○瞬間流量計	○固定形　個　○着脱可能形（測定用ﾀｯﾋﾟﾝｸﾞ　個、本体　個） (2.2.3.8)
○建物導入部配管	※不同沈下の恐れがない (2.2.4.1)〈2.2.2.1〉〈2.2.3.11〉 ○不同沈下の恐れがある 標準図（施工4）のﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気管を除く。
○空調機用ﾄﾗｯﾌﾟの形式	図示による。（図面番号　　） (2.2.4.8)〈2.2.2.8〉
○ファンコイルの流量弁	○流量調整弁（図面番号　　）　○定流量弁（図面番号　　） (2.2.4.2)〈2.2.2.2〉
○管の接合	○ビニル管　（※接着接合　○ゴム輪接合） (2.2.5.9)〈2.2.3.10〉 ○ポリエチレン管　（○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.10)〈2.2.3.11〉 ○建物導入部において異種管との接続がある接続部の点検枡の構造　（ＯＴＣ－１　ＯＴＣ－２） ○架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管　（○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.11)〈2.2.3.12〉 ○ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管　（○熱融着接合　○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.12)〈2.2.3.13〉 ○耐火二層管　（※接着接合　○ゴム輪接合） (2.2.5.14)〈2.2.3.15〉 （伸縮継手の設置箇所は図示による（図示番号　　））
○溶接部の非破壊検査	※実施しない (2.2.5.15)〈2.2.3.16〉 ○実施する　（○放射線透過検査　○浸透探傷検査又は磁粉探傷検査） 判定基準　（　　） 抜取率は下記による。

溶接部の種類 ＼ 種別 / 使用圧力 / 検査の種類	蒸気配管 1.0MPa未満	蒸気配管 1.0MPa以上	冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管
突合せ溶接部 放射線透過検査（RT） 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査（PT又はMT）	※　5 %	※　10 %	※　5 %
すみ肉溶接部 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査（RT又はMT）	○（　%）	○（　%）	○（　%）

工場溶接部については適用された抜取率の１/５としてもよい。

●配管・ダクトの吊り及び支持	（１）土間埋設配管の吊りはﾋﾟｯﾄ内（材質はｽﾃﾝﾚｽ鋼製）に準じる。 （２）鋼管、鋳鉄管及びｽﾃﾝﾚｽ鋼管の配管呼び径40以下、ﾋﾞﾆﾙ管、ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管、ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管及び鋼管の呼び径20以下の管の形鋼振止め支持は、 (2.2.6.3)〈2.2.4.3〉 ※不要　○要（支持間隔は図示による。（図面番号　　）） （３）吊り及び支持は、標準図（施工13～17）による。
○地中埋設管の埋戻土	コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。 (2.2.7.1)〈2.2.5.1〉
○管の埋設深さ	（１）一般敷地　※３００㎜　○ (2.2.7.2)〈2.2.5.2〉 （２）構内車両通路　※６００㎜　○
○地中埋設標及び埋設表示用ﾃｰﾌﾟ	（１）給水管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （２）消火管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （３）ガス管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （４）油　管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ　（※要　○不要） （５）地中埋設標の設置箇所は図示による。（図面番号　　） （６）埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置は図示による。 （図面番号　　） （７）埋設表示ﾃｰﾌﾟの土被りは150mm程度とする。 (2.2.7.1)(6.2.2.3)〈2.2.5.1〉〈6.2.2.3〉
○防火区画貫通部の処理	標準図（施工１）による。 (2.2.8.1)〈2.2.6.1〉
●保温	（１）保温種別は、標準仕様書第２編表２．３．２及び表２．３．５による。ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、どれを使用してもよい。ただし、給水管、排水管で、床下、暗渠内（ピット内を含む）、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）は、ポリスチレンフォーム保温材とする。 （２）共同溝の保温種別は、図示による。（図面番号　　）

共通事項

（３）配管の保温外装は、次による。
【空気調和設備】（断熱材被覆鋼管を含む）
屋内：隠蔽部（機械室等の露出配管、暗渠内を含む）　※不要　○要
露出部　※合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２
○保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂）
屋外：●ステンレス鋼板　○溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　○カラー亜鉛鉄板
○保温化粧ケース（○塩化ビニル樹脂　○アルミ合金
○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板）
保温化粧ケースの下部カバー　○要　※不要
【給排水衛生設備】
屋内：隠蔽部（機械室等の露出配管、暗渠内を含む）　※不要　○要
露出部　※合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２
○保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂）
屋外：※ステンレス鋼板　○溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　○カラー亜鉛鉄板
○保温化粧ケース（○塩化ビニル樹脂　○アルミ合金
○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板）
保温化粧ケースの下部カバー　○要　※不要
（４）鋼板製タンクの保温は　※行わない　○行う（蓋の部分は行わない）
（５）次のダクト等に保温を行う。
○換気用ダクト　○外気取入れ用ダクト　○排気用ダクト
○空調している建物内の還りダクト　○屋内外露出排煙ダクト
○内貼りしたダクト及び内貼りしたチャンバー
○断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手
○屋外露出の煙道及び煙突　○暗渠内のダクト　○厨房排気用ダクト
（６）次の管、弁、フランジ等に保温を行う。
○放熱器廻り蒸気管及び温水管
○蒸気還管
○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の各種装置廻りの配管
○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の弁、ﾌﾗﾝｼﾞ、伸縮管継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等
○冷凍機の冷却水管
○ポンプ廻りの防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
○各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管
（冷水、冷温水タンクの第１バルブまでを除く）
○エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等
○油管　○断熱材被覆鋼管
○衛生器具の附属品と見なされる器具及び配管
（流し下部の床上排水管を含む）
○給水管で、ポンプ廻りの防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
○給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管
○給湯管で、屋内及び暗渠内の弁、ﾌﾗﾝｼﾞ、伸縮管継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等
●保温付被覆鋼管
○排水管で、暗渠内配管（ピット内を含む）、最下階の床下配管、屋外露出配管及び耐火二層管
○通気管（排水管の分岐点より１００㎜以下の部分を除く）
○消火管
○厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管
（７）寒冷地等での保温厚は、図示による。（図面番号　　）
（８）高圧（0.1MPa）以上の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温厚は、図示による。
（図面番号　　）
（９）ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。
（10）エアー抜き管の保温厚は２０㎜とし、仕様は当該配管の項に準ずる。
（11）保温を施す空調用タンクの蓋の保温　○要　○不要
（12）全熱交換形換気扇の給気ダクトの保温　○要　○不要
（13）消火用充水タンクの保温　○要　○不要
(2.3.1.4)(2.3.1.5)(2.3.1.6)〈2.3.1.3〉

○塗装	（１）塗料を屋内で使用する場合のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※Ｆ☆☆☆☆　○ （２）調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗料　※JIS K 5516（合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ）の１種　○ ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗料　※JIS K 5492（ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ）の１種　○ （３）電気設備における現場で行う塗装は、以下のとおりとする。 (2.3.2.1) 塗装の色合等は監督職員と協議する。 〈2.3.2.1〉 さび止め塗装が施された金属製プルボックス等の機材 隠ぺい部　※塗装しない 屋内露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する 屋外露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する 亜鉛めっきが施された機材 隠ぺい部　※塗装しない 屋内露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する 屋外露出部　○図示による（図面番号　　）　○塗装しない　○塗装する
●工事用仮設物	構内につくることが　※できる　○できない
○足場・さん橋類	※別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ※本工事で設ける場合は、標準仕様書第２編第４章第１節4.1.1又は、改修標準仕様書第１編第２章第２節2.1.1によるほか 足場の設置においては「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。なお単管足場、枠組足場を用いる場合の設置場所については図示による。 (2.4.1.1)〈1.2.2.1〉 内部足場　※Ａ種、Ｂ種、Ｃ種、Ｄ種　○Ｅ種（単管足場） ○Ｆ種（くさび式緊結足場）　○Ｇ種（枠組足場） 外部足場　○Ａ種（枠組足場）　○Ｂ種（くさび式緊結足場）　○Ｃ種（単管足場） ※Ｄ種、Ｅ種　○Ｆ種（高所作業車）

共通事項

○監督職員事務所（総合会議室を含む）	○設ける（規模　○10㎡程度　○20㎡程度　○30㎡程度　○65㎡程度　○100㎡程度） 仕上げの程度 (2.4.1.1)〈1.2.3.1〉

部位	仕様
床	※合板張り又はビニルシート張り　○
内壁・天井	※合板張り又は石膏ﾎﾞｰﾄﾞ張り＋塗装　○
屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り＋塗装　○

○監督職員事務所の位置は、図示による。（図面番号　　）

○監督員事務所の備品　監督員事務所の備品等の種類及び数量は以下の表による (2.4.1.1)

備品の種類	机・椅子	書棚	黒板又はﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	掛時計
数量	組	台	個	個
備品の種類	ゴム長靴	雨がっぱ	安全帯	ヘルメット
数量	足	着	個	個
備品の種類	懐中電灯	衣類ロッカー	冷暖房機器	加入電話機
数量	個	人用	台	台
備品の種類	湯沸器	掃除具	パソコン	周辺機器
数量	台	個	台	

その他事務所として通常必要な備品を備えること。

○土工事	○地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、 (2.4.2.1) ※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。 〈2.7.1.1〉 ○山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。 ○残土処分 ※公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出 ○構内指示の場所に敷きならし　（図面番号　　）
○ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。 (2.4.4.1) 設計基準強度　※１８Ｎ/mm²以上　○ 〈2.7.3.1〉 スランプ　※１８cm以下　○ 少量（１m³以内）の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。
●鋼材工事	鋼製架台、はしご等の機器付属金物及び配管、ﾀﾞｸﾄの支持金物の屋外部分は、ｽﾃﾝﾚｽ鋼製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき（※2種35　○2種50）とする。 ただし、ﾋﾟｯﾄ内等多湿箇所の吊り及び支持金物はｽﾃﾝﾚｽ鋼製（SUS304）とする。 (2.4.6.2)〈2.7.5.2〉
●耐震施工	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1)機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設 重要機器	○特定の施設 一般機器	※一般の施設 重要機器	※一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (3.2.1.1)(5.2.2.1)
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 (3.1.5.7)(4.2.3.1)
・重要機器は次のものを示す。 〈2.4.1.2〉〈3.2.1.1〉
○給水機器（　　） 〈4.2.3.1〉〈5.2.1.2〉〈5.2.2.1〉
○排水機器（　　）
○換気機器　○空調機器　○熱源機器　○防災設備
○監視制御設備　○危険物貯蔵装置　○火を使用する設備　○避難経路上に設置する機器
(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

○はつり	電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。 既存のｺﾝｸﾘｰﾄ床、壁等配管貫通部の穴開けは、原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰを使用する。なお、復旧はﾓﾙﾀﾙ又はﾛｯｸｳｰﾙを充てんする（建築基準法令に適合させること）。 また、はつり作業に先立ち、石綿含有仕上げ塗材がある箇所の配管貫通部等は、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。 〈2.4.1.1〉〈2.4.1.3〉〈2.4.1.6〉
●容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ただし、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。
○防火区画	○平面階　○図示（図面番号　　）　○
○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図等を描いた掲示板を設ける。
○マンホール、蓋類	※用途名入りとする。　○県名入りとする。
●取替機器	機器を取り替えた場合、取替日、受注者、施工者名及び能力を記した銘板を取付ける。

令和４年版　Ｖｅｒ．１．０

共通事項	○天井点検口	天井点検口の裏側に用途名称を付す。
	●機器の据付	仕様書等に記載ないものに関しては、メーカー据付要領を参照として、施工計画書にもりこむこと。
空気調和設備	●方式	○新設　●改修 ○全空気方式（○中央　○各階ﾕﾆｯﾄ） ○ﾌｧﾝｺｲﾙ･ﾀﾞｸﾄ併用方式　○個別方式 ○既設 ○全空気方式○　中央　○各階ﾕﾆｯﾄ） ○ﾌｧﾝｺｲﾙ･ﾀﾞｸﾄ併用方式　○個別方式
	●主要空調機器	○ボイラー　○温風暖房機　○温水発生機 ○遠心冷凍機　○スクリュー冷凍機　○吸収冷凍機 ○冷却塔　○チリングユニット　○空気熱源ヒートポンプユニット ○直だき吸収冷温水機　○小型吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ　○ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 ○氷蓄熱ユニット　○ユニット形空気調和機　○コンパクト形空気調和機 ●パッケージ形空気調和機　○ガスエンジン式パッケージ形空気調和機 ○ファンコイルユニット　○空気清浄装置　○全熱交換器　○放熱器
	○設計時の温湿度条件	屋外：冬期 -0.6℃ 50%、夏期 34.2℃ 40% 屋内（調整目標値）一般事務室：冬期 22℃ 50%、夏期 26℃ 50% 屋内（調整目標値）：冬期 ℃ %、夏期 ℃ %
	○ダクトの種別	※低圧ダクト　○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.3)(3.2.2.2)〈3.2.2.2〉
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が１５００㎜以下の部分） （○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）　(3.2.2.1)～(3.2.2.7) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。　〈3.2.2.1〉～〈3.2.2.5〉
	○チャンバー等	製作及び取付は、標準仕様書第３編２．２．２「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼　※要（標準仕様書第２編表２．３．２及び表２．３．４による。） ○不要　(2.3.1.4)(3.1.14.6)(3.2.2.2)(3.2.2.5)
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製　○グラスウール製　(3.1.14.7) ボックスの吊りは３点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。
	○風量測定口の取付位置	図示による。（図面番号　）　(3.2.2.5)〈3.2.2.5〉
	●配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。　(2.2.1.2)〈2.2.3.7〉 （１）冷温水管・膨張管・エアー抜管・膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ○配管用炭素鋼鋼管（白管） ○耐熱性ライニング鋼管（SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FCA） ○ステンレス鋼管（SUS304）（継手　） ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 （２）冷却水管 ○配管用炭素鋼鋼管（白管） ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA, SGP-FPA） ○ステンレス鋼管（SUS304）（継手　） （３）蒸気給気管 ○配管用炭素鋼鋼管（黒管） ○圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40） （４）蒸気還管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40） ○一般配管用ステンレス鋼管（SUS304）（継手　） ○ （５）高温水管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管）　○Sch40　○Sch80 ○ （６）油管 ○配管用炭素鋼鋼管（黒管）（トラフ内共） ○ （７）空調用給水管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VA, SGP-FVA） ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管（SGP-PA, SGP-FPA） ○水道用硬質塩化ビニル管（HIVP） ○ （８）空調用排水管 ○配管用炭素鋼鋼管（白管） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（D-VA） ●結露防止層付硬質塩化ビニル管（屋内） ○ （９）冷媒管 ●断熱材被覆銅管 ○銅管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG370黒管Sch40）
	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカルタイプ　○風速センサータイプ　(3.1.15.13)(3.1.15.14) 制御については図示による。（図面番号　）
	○地下オイルタンク	（１）本体　※地下オイルタンク 記号 TO-　(2.2.3.6)(3.1.13.7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク　記号　TOSF- （２）蓋　※WPM-AW800　○WPM-AW700　○WPM-A450　○ （３）タンク室　○設けない（コロッケ形）　○ （４）コンクリート工事　※本工事　○別途建築工事 （５）コンクリート躯体工事　※本工事　○別途建築工事 （６）内部充填砂　※本工事　○別途建築工事 （７）タンク外面防護処理 ※施工しない ○施工する　（○アスファルト被覆　○エポキシ樹脂被覆　○　） （８）基礎杭　※不要　○要 （９）遠隔油量指示計　※設ける　○設けない （10）副指示計　※設ける　○設けない

空気調和設備	○バーナーの制御方式	○オン･オフ制御　○ハイ･ロー制御　○比例制御　○（　） (3.1.1.1)(3.1.2.1)～(3.1.2.4)
	○鋼板製煙道等	図面に明記なき鋼板製煙道の厚さ　※３．２㎜　○４．５㎜　(3.1.1.2) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口（80φ以上）の箇所は図示による。　(3.2.1.3) （図面番号　）
	○ばい煙濃度計	○設けない　(3.1.1.3) ○設ける（電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。） ※送風機付き　○送風機なし
	○給水軟化装置	（１）運転方式　※自動式　○手動式　(3.1.1.5) （２）イオン交換樹脂筒　※１筒式　○ （３）処理水用硬度測定器　※設ける　○設けない
	○無圧式温水発生器の本体内面防錆処理	ステンレスを除く鋼製の場合の内面防錆処理は　(3.1.2.2) ○溶融亜鉛めっき２種45　○溶融アルミニウムめっき２種 ○熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法
	○冷凍機	○チリングユニット　仕様等図示による。（図面番号　M－０６）　(3.1.3.1)～(3.1.3.7) ○空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ　仕様等図示による。（図面番号　） ○遠心冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　） ○スクリュー冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　） ○吸収冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　） ○吸収冷温水機　仕様等図示による。（図面番号　） ○吸収冷温水機ユニット　仕様等図示による。（図面番号　） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○冷却塔	仕様等図示による。（図面番号　）　(3.1.6.7) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置	仕様、システム等は図示による。（図面番号　）　(3.1.4.1)～(3.1.4.16) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○氷蓄熱ユニット	仕様等図示による。（図面番号　）　(3.1.5.1)～(3.1.5.11) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	●空気調和機	○ユニット形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○コンパクト形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○デシカント空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○ファンコイルユニット　仕様等図示による。（図面番号　） ○カセット形ファンコイルユニット　仕様等図示による。（図面番号　） ○パッケージ形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ●マルチパッケージ型空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） ○ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.1.7.1)～(3.1.7.8)(3.2.1.1)
	○空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。（図面番号　）　(3.1.8.1)～(3.1.8.5)
	○回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。（図面番号　）　(3.1.9.1)～(3.1.9.4)
	○全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。（図面番号　） (3.1.9.1)～(3.1.9.4)
	○放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。 （図面番号　） コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。 （図面番号　）(3.1.10.1)～(3.1.10.11)
	○送風機	電動機の仕様等は図示による。（図面番号　）　(3.1.11.1)～(3.1.11.4) 水抜き穴（※設けない　○設ける） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.18)〈3.2.1.18〉
	○ポンプ類	本体及びﾍﾞｰｽの材質、構成、形式、ﾌｰﾄ弁の口径、電動機等図示による。 （図面番号　）　(3.1.12.1)～(3.1.12.6) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.19)〈3.2.1.19〉
	○還水タンク	本体材質　○ＳＵＳ３０４　○ＳＵＳ３１６　○ＳＵＳ４４４ 配管接続は図示による。（図面番号　）　(3.1.13.2)
	○膨張タンク	○開放形膨張タンク　（○鋼板製　○ステンレス鋼板製（SUS304））　(3.1.13.5) ○密閉形隔膜式膨張タンク　（溶接栓　○あり　○なし）　(3.1.13.6)
	○ヘッダー	還水管接続口　○設ける　○設けない 排水管接続口　○設ける　○設けない　(3.1.13.9)
換気設備	○ダクトの種別	※低圧ダクト　○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.1)(3.2.2.1)〈3.2.4.5〉
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が１５００㎜以下の部分） （○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）　(3.1.14.3)～(3.1.14.10) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。　〈3.2.2.1〉～〈3.2.2.5〉
	○厨房用排気ﾀﾞｸﾄの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。　(3.1.14.3)(3.2.2.2) ダクトの長辺（㎜）：450以下／450を超え、750以下／750を超え、1500以下／1500を超え、2200以下 適用表示厚さ（㎜）：（　）／（　）／（　）／（　）
	○送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。（図面番号　） 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.1.11.1)～(3.1.11.4) (3.2.1.18)〈3.2.1.18〉
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製　○グラスウール製　(3.1.14.7)
	○排気フード	（１）排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は次による。　※ステンレス鋼板（補強共）　○亜鉛鉄板 （２）フード囲いにダンパー類の点検口を　○設ける　○設けない （３）フードの内側周囲にはといを設け、といには呼び径10～20の黄銅製コック、プラグ又はステンレス製コックを　○設ける　○設けない　(3.1.14.8)
	○グリス除去装置	○グリスエクストラクター　○グリスフィルター　(3.1.14.11)

換気設備	○防煙ダンパー 防火防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ ピストンダンパー	防煙ダンパー･防火防煙ダンパーの復帰方式　(3.1.15.8)～(3.1.15.10) ※遠隔復帰式（電気式（定格入力 DC24V 0.6A以下））　○手動復帰式 ピストンダンパーの復帰方式　※遠隔復帰式　○手動復帰式
	○ドレン抜き	厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。（図面番号　）　(3.2.2.1)
排煙設備	○排煙対象部分	○廊下　○事務所　○図示による。（図面番号　） ○最大面積　㎡
	○ダクトの種別	○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.5)(3.2.2.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ダクトの工法	※アングルフランジ工法　○　(3.2.2.1)(3.2.2.2)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ダクトの材料	※亜鉛鉄板製　○普通鋼板製　(3.1.14.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○排煙口及びﾀﾞﾝﾊﾟｰ	（１）形状は図示による。（図面番号　） （２）排煙口の作動　○手動（○機械式　○電気式）　○煙感知器連動　(3.1.15.6) （３）ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管、配線は（○　工事）とする。　(3.2.3.2)(3.2.3.3)
	○排煙機	形式　※遠心送風機　○斜流送風機　○軸流送風機　(3.1.11.4) 基礎等は図示による。（図面番号　）　(3.2.1.18)
リモコン配線設備	●自動制御設備一般	機能及び仕様は図示による。（図面番号　）(4.1.1.1)(4.1.1.1)
	○自動制御機器	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式調節部の中央監視制御装置との通信機能は図示による。 （図面番号　）(4.1.2.2) 操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 （図面番号　）(4.1.2.3)
	○中央監視制御装置一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。（図面番号　）(4.1.4.1)
	○中央監視盤	システム構成、仕様及び外観形状は図示による。 （図面番号　）(4.1.4.2)
	○周辺装置	印字装置の方式は図示による。（図面番号　）(4.1.4.3) 集合表示装置は図示による。（図面番号　）
	○端末装置	種類及び機能は図示による。（図面番号　）(4.1.4.4)
	○電気計装用機材	電線及びｹｰﾌﾞﾙの規格、通信信号線の規格及び使用区分、線径及び本数は図示による。 電線管及び付属品等の規格は図示による。（図面番号　）(4.1.5.1)
衛生器具設備	○小便器用節水装置	○小便器一体型　○小便器分離型　(5.1.1.2)
	○温水洗浄式便座	加熱方式　（○　貯湯式　○瞬間式）　(5.1.1.2) 温風乾燥機能（○　あり　○なし）　(5.1.1.13) 擬音装置　（○　あり　○なし） リモコン　（○　あり　○なし）
	○大便器ユニット	大便器の種類及び給水装置の組合せ、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様、配管は図示による。 （図面番号　）(5.1.1.3)
	○小便器ユニット	小便器の種類及び節水装置の組合せ、配管、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様は図示による。 （図面番号　）(5.1.1.3)
	○洗面器ユニット	洗面器の種類及び給湯管の要否、配管、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様は図示による。 （図面番号　）(5.1.1.3)
	○壁掛型汚物流しユニット	汚物流しの種類、ホース付ストーマ装具洗浄用水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 （図面番号　）(5.1.1.3)
	○その他のユニット	掃除流しユニット、手洗器ユニット、車椅子対応ユニット等の仕様は図示による。 （図面番号　）(5.1.1.3)
	○浴室ユニット	プラスチック浴槽ふた、照明の種類、給水･給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。（図面番号　）(5.1.1.4)
	○複合浴室ユニット	照明の種類、給水･給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 （図面番号　）(5.1.1.5)
	○大便器用洗浄弁	操作方式　○手動式　(5.1.1.8) ○電気開閉式（○センサー式　○タッチスイッチ式）
	○化粧棚	陶器製又は金属製の縁付きとし、大きさは図示による。　(5.1.1.10) （図面番号　）
	○水石鹸入れ	○手洗器一体型　○手洗器分離型　○自動供給式　○　(5.1.1.11)
	○自動水栓	電源供給方式（○AC電源式　○乾電池式　○発電式）　(5.1.1.7) 手動スイッチ（○あり　○なし）
	○大便器耐火カバー	※設ける（ピット内は除く）　○設けない
	○多目的トイレの器具配置	紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置はＪＩＳ Ｓ ００２６による。
	○鏡	大きさ等は図示による。（図面番号　）　(5.1.1.9)
	○給水方式	○水道直結方式　○高置ﾀﾝｸ方式　○増圧ﾎﾟﾝﾌﾟ方式（水道用直結加圧形ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ） ○ﾎﾟﾝﾌﾟ直送方式（小型給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ）
	○加入金等	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：

奈良県立万葉文化館空調機更新工事		
M	空気調和設備工事	
03	機械設備特記仕様書　No.3	
	奈良県立万葉文化館	

給水設備	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）一般配管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA, SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA, SGP-FPA) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 （２）地中配管 ○硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(内外面ﾗｲﾆﾝｸﾞ)(SGP-VD, SGP-FVD)　(○屋内　○屋外) ○ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(内外面ﾗｲﾆﾝｸﾞ)(SGP-PD, SGP-FPD)　(○屋内　○屋外) ○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)　(○屋内　○屋外) ○水道配水用ポリエチレン管（※屋外）　○
	○ポンプ類	○揚水用ポンプ (5.1.2.1) (5.1.2.2) 共通ベースの材質、フート弁の呼び径等図示による。 （図面番号　　） ○小型給水ポンプユニット (5.1.2.3) 運転方式、制御方式、24時間強制ﾛｰﾃｰｼｮﾝ機能、ﾌｰﾄ弁の呼び径等図示による。 （図面番号　　） ○深井戸用水中モーターポンプ (5.1.2.5) 揚水管の材質、低水位用電極(停止及び復帰用)及び制御ケーブルの長さ等図示による。 （図面番号　　）
	○タンク	（１）形式 (2.2.4.7) (5.1.4.2) ○FRP製パネルタンク（※複合板形　○単板形） ○ステンレス鋼板製パネルタンク　(外部保温　○あり　○なし) ○鋼板製一体形タンク （２）仕様 タンク本体給水栓用配管接続口　○設ける　○設けない 各接続管フレキシブルジョイント　○ベローズ形　○合成ゴム製 気相部の水位レベルは図示による。（図面番号　　）
排水設備	○排水方式	汚水と雑排水　屋内　○分流式　○合流式 汚水・雑排水と雨水　屋外　○分流式　○合流式 ポンプ排水　○あり（○汚水　○雑排水　○雨水　○湧水　○浄化槽二次側）※なし
	○放流先	（１）汚水　○直放流下水管　○浄化槽 （２）雑排水　○直放流下水管　○浄化槽　○別途桝（　　工事）
	○負担金	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）汚水・雑排水管 ○水道用硬質塩化ビニル管(VP)　(○屋内　○屋外) ○建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル(RF-VP)　(○屋内　○屋外) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA)　(○屋内　○屋外) ○耐火二層管（国土交通大臣認定品）　(○屋内　○屋外) ○ （２）通気管 ○水道用硬質塩化ビニル管(VP) ○建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) ○配管用炭素鋼鋼管(白管) ○耐火二層管（国土交通大臣認定品） ○ （３）流し等の床上露出部分の配管は、硬質塩化ビニル管(RF-VP)でもよい。
	○汚水、雑排水及び汚物用水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ	ケーシング、羽根車の材質、電動機の型式、着脱装置等は図示による。 (5.1.2.7) （図面番号　　） 汚物用水中モーターポンプの極数は図示による。（図面番号　　） ストレーナ、水中ケーブルの長さは図示による。（図面番号　　）
	○グリース阻集器	※ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(SUS304)　○強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製(FRP) (5.1.7.8)
	○満水試験継手	※要（取付箇所は図示による。（図面番号　　））　○不要 (2.2.4.8)
給湯設備	○給湯方式	○中央式　○局所式
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ○銅管（壁又は床埋設をする場合は、保温付被覆銅管を使用してもよい。） ○耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA, SGP-H-FVA, SGP-H-FCA) ○ポリブデン管 ○架橋ポリエチレン管
	○ガス湯沸器	※瞬間式　○貯湯式　（図面番号　　） (5.1.3.6)
	○潜熱回収型給湯器	給湯熱効率（※９０％以上　○　　％以上）（図面番号　　） (5.1.3.7)
	○貯湯式電気温水器	節電機能等は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.8)
	○ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機	タンク容量等は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.9)
	○排気筒	排気筒を外気に開放する場合の頂部形状は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.10)
	○貯湯タンク	材質、電気防食の方式等図示による。（図面番号　　） (5.1.4.3)
消火設備	○消火設備の種類	○屋内消火栓　○連結送水管　○屋外消火栓　○スプリンクラー　○泡消火 ○粉末消火　○不活性ガス消火　○連結散水　○フード等用簡易自動消火 ○ハロゲン化物消火 (5.1.5.2)～(5.1.5.11)
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）一般配管 ○配管用炭素鋼鋼管(白管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370白管)（○Sch40　○Sch80） ○ステンレス鋼管（○一般配管用　○配管用）（継手　　） （２）地中配管 ※消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(SGP-VS)　(○屋内　○屋外) ○消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(STPG370VS 白管Sch40)　(○屋内　○屋外)
	○消火ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	フート弁の呼び径等図示による。（図面番号　　） (5.1.2.8)
	○消火用充水ﾀﾝｸ	本体の材質等図示による。（図面番号　　） (5.1.2.8)
	○連結送水管	送水口の型式及び放水口の口径、材質は図示による。(図面番号　　) (5.1.5.3)
	○屋外消火栓	屋外消火栓箱　※鋼板製(1.6mm以上)　○ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(1.5mm以上) (5.1.5.4) 消火栓開閉弁の材質　○地上式（○鋳鉄製（要部青銅製）　○ステンレス鋳物製） ○組込式（青銅製又はステンレス鋳物製）
	○スプリンクラー	閉鎖型スプリンクラーヘッド　(○湿式　○乾式　○予作動式) (5.1.5.5) スプリンクラー用送水口の型式及び材質は図示による。（図面番号　　）
	○泡消火	消火薬剤（※水性膜泡消火薬剤　○合成界面活性剤泡消火薬剤 (5.1.5.8) 感知用ヘッドの形式は図示による。（図面番号　　）
	○連結散水	散水ヘッドの形式は図示による。（図面番号　　）(5.1.5.10) 送水口の型式及び材質は図示による。（図面番号　　）
厨房機器設備	○安全装置	安全装置の機能は図示による。 (5.1.6.1)
	○機器の固定	燃焼機器、加熱調理機器、高さが1.0mを超える機器及び図示による機器には、床又は壁にｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄで固定できるよう補強及び固定金具を備える。 (5.1.6.1) （図面番号　　）〈5.2.2.6〉
	○流し	化粧板の有無、流しトラップの材質等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.4)
	○作業台（調理台、脚台、盛付台等）	すのこ、引出し、戸棚等の有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.4)
	○ｶﾞｽﾃｰﾌﾞﾙﾚﾝｼﾞ	甲板の厚さ、材質及びすのこの有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.5)
	○電気ﾃｰﾌﾞﾙﾚﾝｼﾞ	すのこの有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.5)
	○揚物器・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機	加熱方式は、図示による（図面番号　　） (5.1.6.5)
ガス設備	○ガスの種類	○都市ガス　発熱量　　MJ/Nm3　ガス事業者名： 施工要領は、ガス事業者が定めるものに準じる。 ○液化石油ガス（※５０kg　○２０kg）
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (6.2.1.1)～(6.3.1.1) （１）一般配管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管　○銅管 （２）地中配管 ※ガス用ポリエチレン管(○屋内　○屋外) ○合成樹脂被覆鋼管　(○屋内　○屋外)
	○ガス漏れ警報器	※別途工事（　　）　○本工事（外部出力端子 ※なし　○あり） (6.2.1.3)
	○ガスメーター	計量方式（○実測式　○パルス式）
	○防食処置	地中埋設管に電気防食を施す場合は図示による。（図面番号　　） (6.2.2.5)
	○液化石油ガス用鋼管の溶接接合	溶接部の非破壊検査 (6.3.2.2)〈6.2.3.2〉 ※実施しない ○実施する（○放射線透過検査　○浸透探傷検査又は粉体探傷検査）抜取率　　％
	○地中埋設管の接合方法	※ＰＥ管工法　○ＳＧＭ工法　○ネジ工法
	○ﾋﾟｯﾄ内施工方法	※合成樹脂被覆鋼管による　○
	○負担金	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：
浄化槽設備	○形式	※ユニット形　○現場施工形 (8.1.1.1)
	○処理種別	○小規模合併処理　○合併処理 (8.1.1.1)
	○汚泥引抜き清掃消毒	※別途工事　○本工事
	○現場施工型	送風機室（○本工事　○別途工事）(8.1.1.2)～(8.2.2.2) 防護さく（○本工事　○別途工事） コンクリート躯体工事（土工事を含む）（○本工事　○別途工事） 換気用送風機　○遠心送風機　○軸流及び斜流送風機 ○壁掛式有圧換気扇(フード付)　○天井式有圧換気扇 制御盤　○漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。 消泡装置（○ノズル式　○消泡剤式） 消毒装置（○固形塩素剤消毒装置　○次亜塩素酸ソーダ消毒装置　○　　） マンホール　※標準図(機材１)によるﾏﾝﾎｰﾙふた(水封式)（錠又は回転ロック付） 管材及び井類は図示による。（図面番号　　） 土留め等は図示による。（図面番号　　）
	○ユニット型	基礎等の厚さ等図示による。（図面番号　　） (8.3.2.1)
撤去工事	●撤去工事	（１）引き渡しを要する配管、ダクト等の保温材は分離する。 〈1.5.1.1〉 （２）ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 （３）撤去後の補修は、原則として現状復旧とする。 〈1.4.2.4〉
環境配慮改修工事	共通事項 ○石綿作業主任者	適用する 【9.1.2】
	共通事項 ○特別管理産業廃棄物管理責任者	適用する 【9.1.2】
	特別管理産業廃棄物等の処理等 ○施工計画調査	特別管理産業廃棄物等の調査は次による（適用範囲：　　） 使用状況調査（製造所名、製造年、型式、種類、数量等） 処分条件調査（収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設等） 調査結果報告書の提出 【5.1.2】
	特別管理産業廃棄物等の処理等 ○分析調査	微量PCBの測定を行う（対象機器：　　） 【5.4.1】
	特別管理産業廃棄物等の処理等 ○特別管理産業廃棄物の処理等	○特別管理産業廃棄物 【5.4.1】

種　類	処理方法
○廃石綿等	石綿含有建材の除去等による
○PCBを含む機器類	保管（保管場所：　　） 保管容器は別図による。（図面番号　　）
○PCB含有シーリング	保管（保管場所：　　）
○廃油	○中間処理施設再生処理　○焼却処分
○廃酸／廃アルカリ	製造業者又は専門業者（回収委託） ○中間処理施設再生処理　○中和処理　○焼却処分

環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	●特別管理産業廃棄物の処理等	●特殊な建設副産物の回収及び処理 【7.3.1】

種　類	処理等
●フロン類	登録回収業者（回収委託）
○ハロン	設備設置業者等（処理委託）
○イオン化式感知器	製造業者等（処理委託）
○六フッ化硫黄（SF6）ガス	製造業者（処理委託）
○特定化学物質	処理業者（処理委託）

環境配慮改修工事 特別管理産業廃棄物等の処理等	○特別管理産業廃棄物リスト	別図による。（図面番号　　）
環境配慮改修工事 石綿処理	○石綿含有建材の調査	調査（石綿含有建材の有無）は監督職員、工事監理者、受注者立会のもと行う。 目視及び設計図書等による製造年等の確認 【1.5.1】
	○石綿含有建材の分析調査	分析方法 ○JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有測定方法」による。 ※「建材中の石綿含有率の分析方法」（平成18年8月21日基発第0821002号、基安化発第0821001号及び平成20年2月6日基安化発第0206003号）による。 分析結果報告書を提出する 【1.5.1】
	○石綿含有保温材等の除去及び処分	除去工法 【9.1.3】【9.1.4】 ○手ばらし　○破砕して除去 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化　○固形化 保管場所（　　） 除去した石綿含有保温材等の処分 ○埋立処分(管理型最終処分場)　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
	○石綿含有成形板等の除去及び処分	除去する石綿含有成形板の飛散防止措置 【1.3.12】【9.1.5】 ※湿潤化 除去工法 ※手ばらし ※けい酸カルシウム板第一種においては、作業場の隔離養生を行う。 保管場所（　　） 除去した石綿含有成形板等の処分 ※石綿含有せっこうボードは管理型最終処分場で埋立処分する。 ※上記以外（○埋立処分　○中間処理）
	○手続き等	所轄の労働基準監督署及び奈良県景観・環境総合センター（奈良市内においては、奈良市保健・環境検査課）に必要な書類の届出を行うこと。また、その内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。 【1.1.3】【9.1.2】
	○除去後の仕上げ	仕上げ表による 【9.1.1】
	○石綿含有材リスト	○（　　）　○（　　） ○（　　）　○（　　）

（設備機材）・ボイラー（鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー、鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー、鋼製ボイラー）
・温水発生機（真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)）
・冷凍機（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ及び空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ、吸収冷温水機、吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ、遠心冷凍機）
・冷却塔（冷却塔）
・空気調和機（ﾕﾆｯﾄ形空気調和機、ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ及びｶｾｯﾄ形ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ、ｺﾝﾊﾟｸﾄ形空気調和機、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機、ﾏﾙﾁﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機、ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機）
・空気清浄装置（ｴｱﾌｨﾙﾀｰ(ﾊﾟﾈﾙ形、折込形)、自動巻取形ｴｱﾌｨﾙﾀｰ、電気集じん器(自動巻取形、ﾊﾟﾈﾙ形)）
・全熱交換器（全熱交換器(回転形、静止形)、全熱交換ﾕﾆｯﾄ）
・送風機類（遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機）
・ポンプ類（横形遠心ポンプ(空調用、ボイラー給水用、揚水用)、水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）、立形遠心ポンプ(ボイラー給水用、揚水用)）
・ダクト付属品（吹出口・吹出口、風量ユニット(定風量、変風量)）
・自動制御（自動制御システム）
・衛生器具ユニット（衛生器具ユニット）
・タンク(FRP製パネルタンク、密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)、ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形)）
・消火装置（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ消火ｼｽﾃﾑ、不活性ｶﾞｽ消火ｼｽﾃﾑ、泡消火ｼｽﾃﾑ、ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火ｼｽﾃﾑ）
・厨房機器（厨房システム）
・鋳鉄製ふた（マンホールふた・弁桝ふた）

設備機材等指定表

機　材	製造者名	製造者名	製造者名

奈良県立万葉文化館空調機更新工事		
M	空気調和設備工事	
04	機械設備特記仕様書　No.4	
	奈良県立万葉文化館	

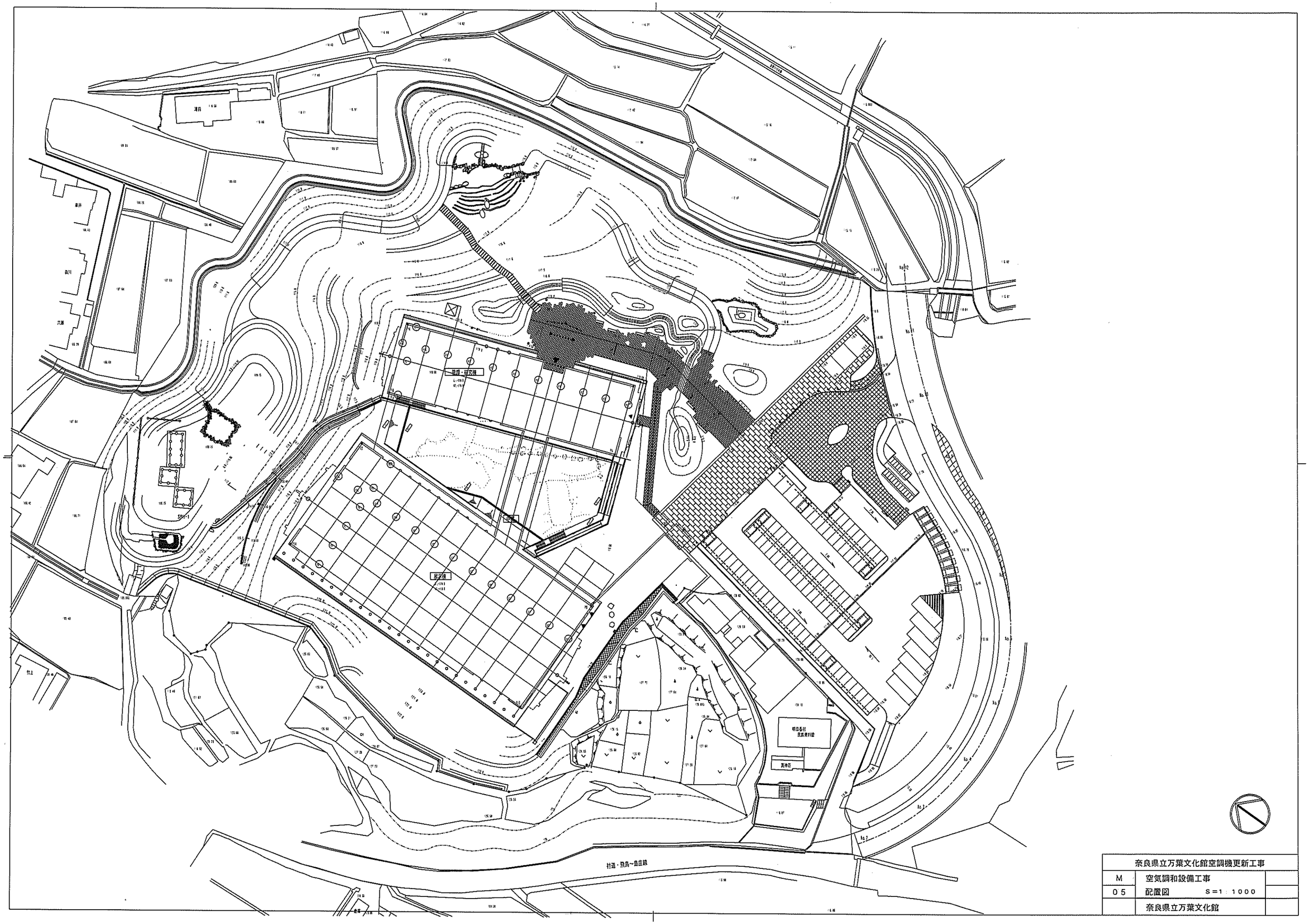

奈良県立万葉文化館空調機更新工事		
M	空気調和設備工事	
05	配置図　　S=1：1000	
	奈良県立万葉文化館	

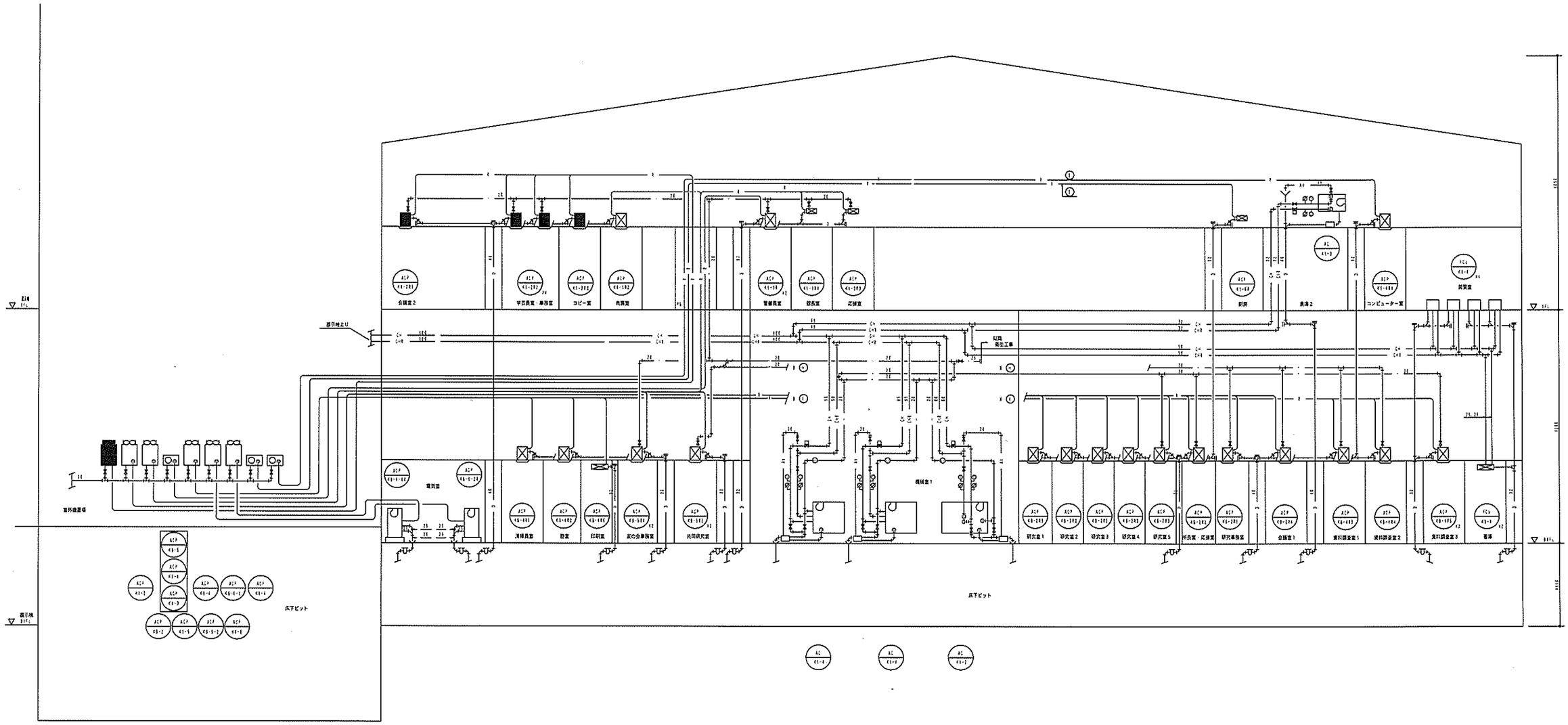

(注記)

1. 明記なき井桁等は配管サイズと同サイズとする。
2. 空調機の水抜き管・井サイズは全て20Aとする。
3. 空調機の空気抜き管・井サイズは全て20Aとする。
4. 加湿用給水の接続管・井サイズは全て20Aとする。(水抜き用共)

改修範囲を示す。

配 管 系 統 図 (管理棟)

奈良県立万葉文化館空調機更新工事		
M	空気調和設備工事	
06	空調配管系統図 S=-	
	奈良県立万葉文化館	

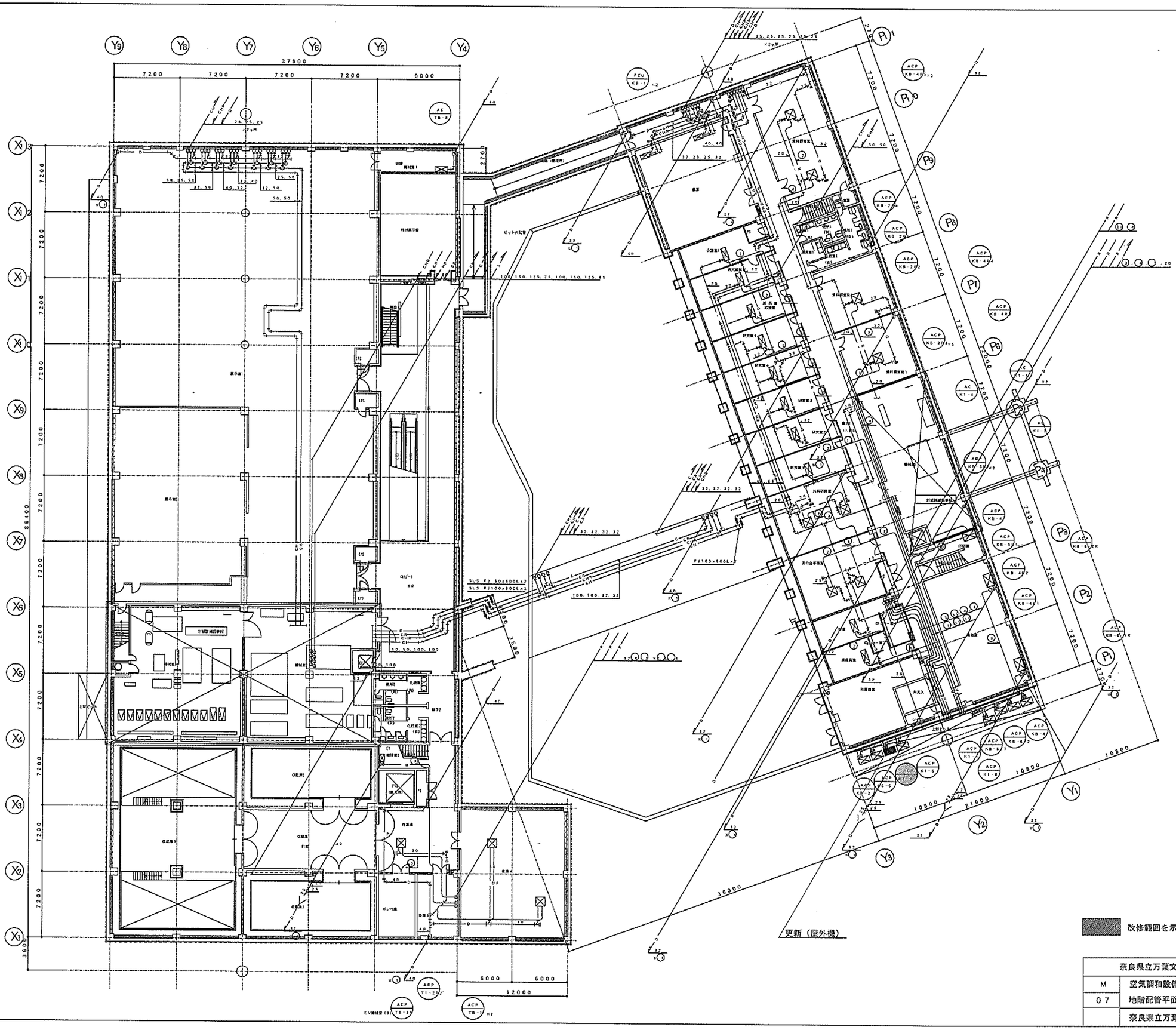

改修範囲を示す。

奈良県立万葉文化館空調機更新工事		
M	空気調和設備工事	
07	地階配管平面図　S=1:400	
	奈良県立万葉文化館	

機　器　仕　様

マルチエアコン（更新前）	マルチエアコン（更新後）※型式は参考型番
【屋外機】　SPW-CHDYJ560T1　SANYO製	【屋外機】　RQYP560FC　ﾀﾞｲｷﾝ工業製
冷房能力（KW）　56.0	冷房能力（KW）　56.0
暖房能力（KW）　63.0	暖房能力（KW）　63.0
圧縮機定格出力（KW）　3.75×2+7.5	圧縮機定格出力（KW）　16.5×1
冷媒　R-22　　保護網	冷媒　R410A　　保護網
送風装置定格出力（KW）　0.2×1+0.2×1	送風装置定格出力（KW）　0.72×2
電源　3相200V	電源　3相200V
製品質量（kg）　470	製品質量（kg）　348
OS式防振装置　鋼製架台	OS式防振装置　鋼製架台
【屋内機】　SPW-SSXJ71T1　1台　SANYO製	【屋内機】　FXYCP71EB　1台　ﾀﾞｲｷﾝ工業製
2方向天井カセット形	2方向天井埋込カセット形
冷房能力（KW）　7.1	冷房能力（KW）　7.1
暖房能力（KW）　8.0	暖房能力（KW）　8.0
定格風量（m3）　急18強16弱13	定格風量（m3/min）　16-15-14-12.5-11.5
エアーフィルタ　ロングライフフィルタ	エアーフィルタ　ロングライフフィルタ
自然蒸発式加湿器	自然蒸発式加湿器
電源　単相200V	電源　単相200V
製品質量（kg）　35	製品質量（kg）　37
【屋内機】　SPW-SXJ112T1　4台　SANYO製	【屋内機】　FXYFP112NB　4台　ﾀﾞｲｷﾝ工業製
4方向天井カセット形	全周吹出天井埋込カセット形
冷房能力（KW）　11.2	冷房能力（KW）　11.2
暖房能力（KW）　12.5	暖房能力（KW）　12.5
定格風量（m3）　急32強28弱22	定格風量（m3/min）　31.5-23.5-16
エアーフィルタ　ロングライフフィルタ	エアーフィルタ　ロングライフフィルタ
自然蒸発式加湿器	自然蒸発式加湿器
電源　単相200V	電源　単相200V
製品質量（kg）　27	製品質量（kg）　27.5
【屋内機】　SPW-SLXJ45T1　1台　SANYO製	
高天井用1方向カセット形	
冷房能力（kw）　4.5	
暖房能力（kw）　5.0	
定格風量（m3）　急15強11.5弱10	
エアーフィルタ　ロングライフフィルタ	
電源　単相200V	
製品質量（kg）　27	

1 冷媒配管、ドレン配管、電源線等、既設利用可能なものについては、監督員の承諾を得て利用しても良い。
2 機器のON/OFFについては、既設と同様に中央制御室からも行えるようにする。
3 屋外機用の漏電遮断器については、定格電流１００Aに取替える。
4 残置する屋内機の冷媒管、ドレン管、電源線等は機器から切離し、端末処理を行う。
5 夏期及び冬期の機器の試運転データを記録し、提出すること。測定時期は監督員と打合せのうえ決定する。

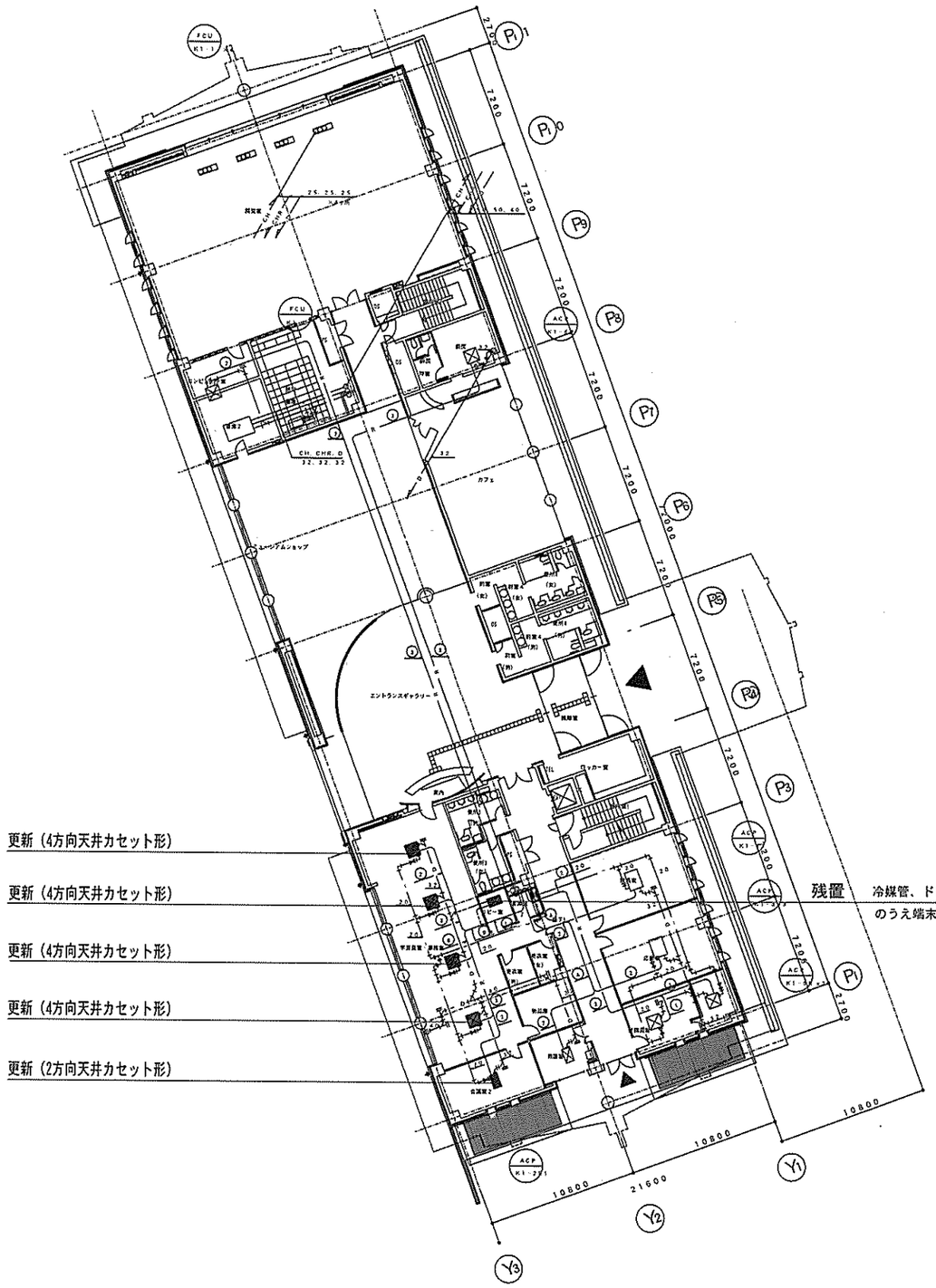

奈良県立万葉文化館空調機更新工事		
M	空気調和設備工事	
08	管理棟1階配管平面図　S=1:400	
	奈良県立万葉文化館	

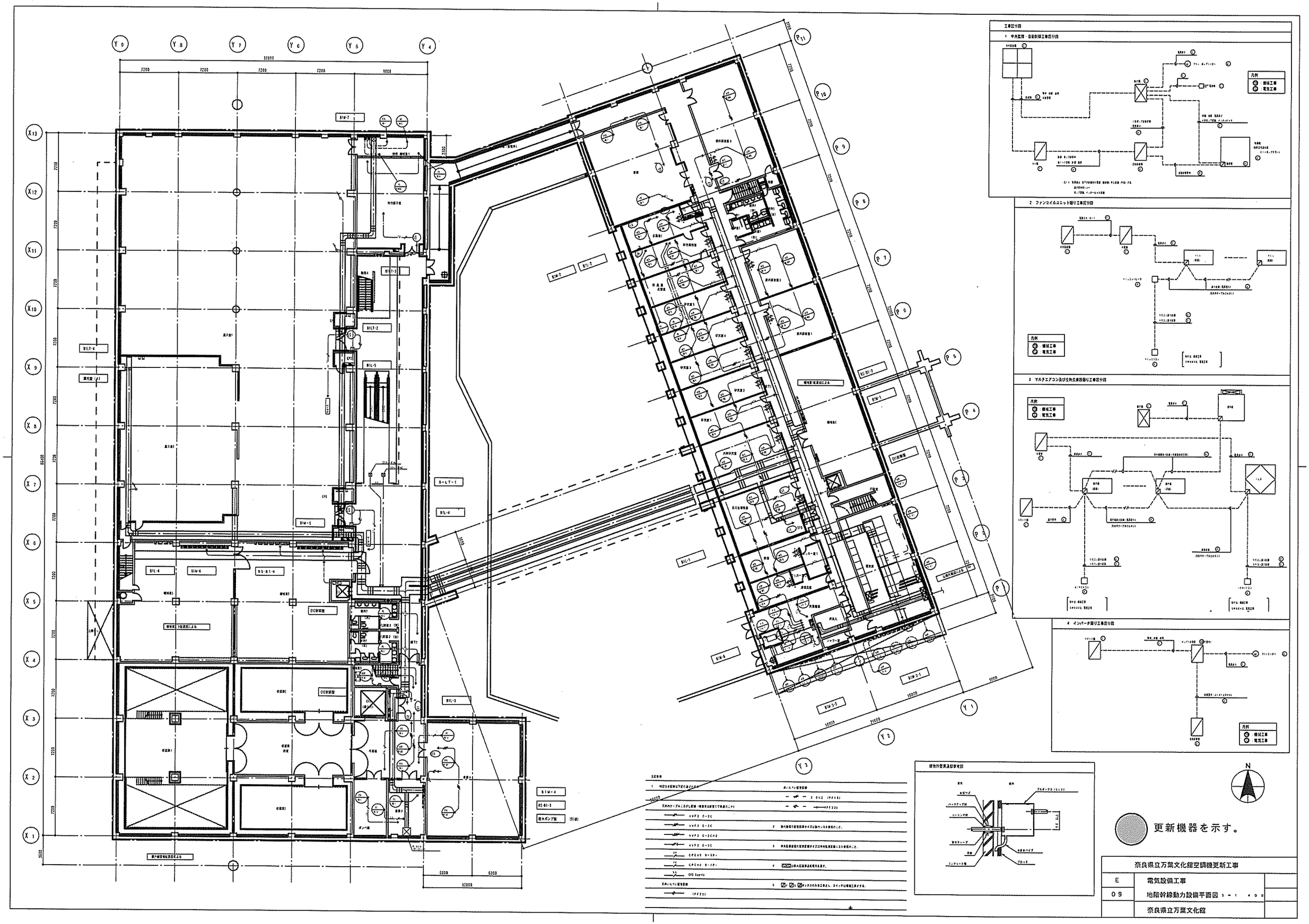
工事区分図
1 中央監視・自動制御工事区分図
2 ファンコイルユニット廻り工事区分図
3 マルチエアコン及び全熱交換器廻り工事区分図
4 インバータ廻り工事区分図
凡例
機械工事
電気工事
建物外壁貫通部参考図
更新機器を示す。
奈良県立万葉文化館空調機更新工事
E
電気設備工事
09
地階幹線動力設備平面図
奈良県立万葉文化館

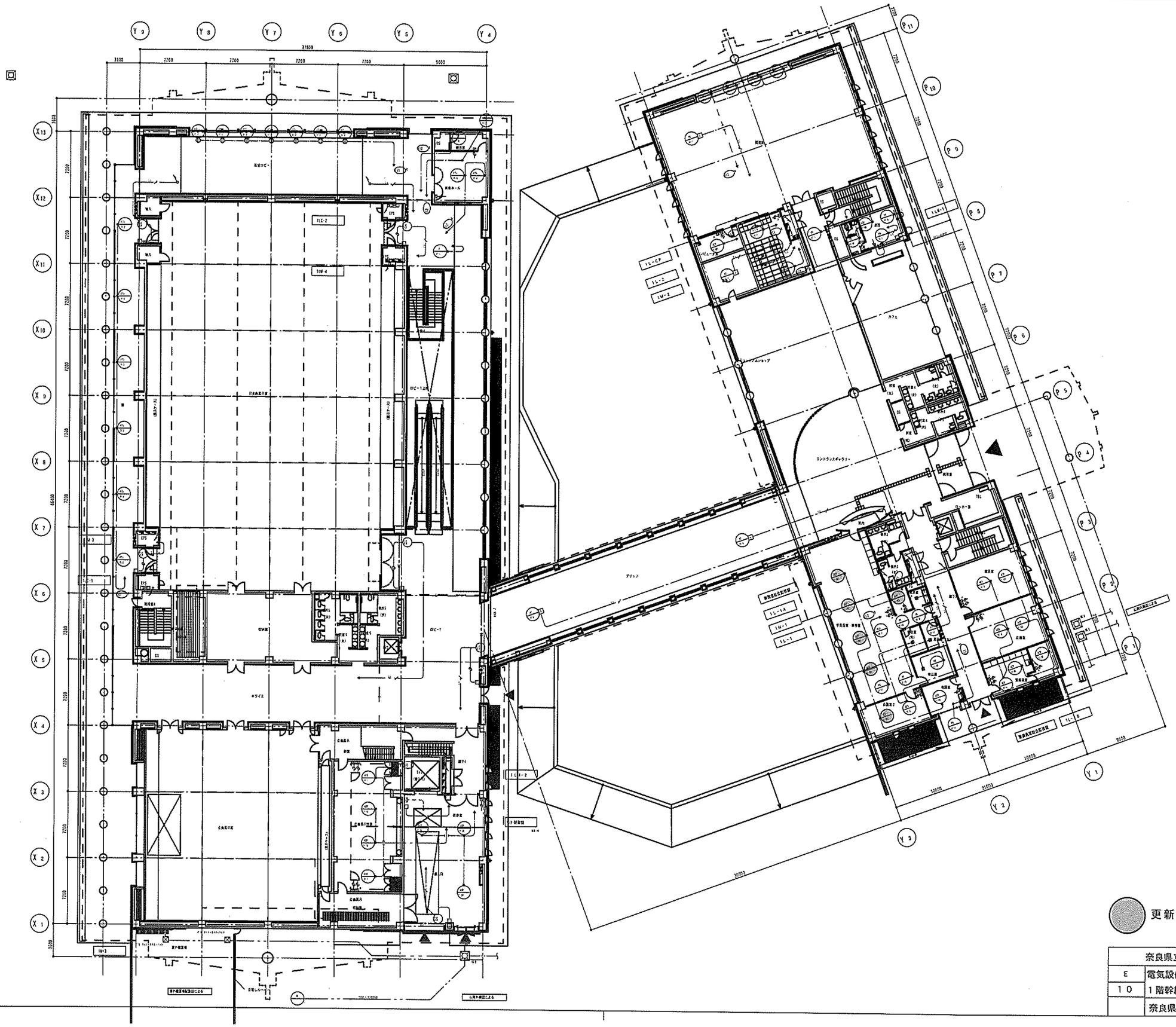

更新機器を示す。

奈良県立万葉文化館空調機更新工事	
E	電気設備工事
10	1階幹線動力設備平面図　S=1:400
	奈良県立万葉文化館